

○田川地区清掃施設組合職員の給与に関する条例

平成 25 年 2 月 22 日

条例第 4 号

田川地区清掃施設組合職員の給与に関する条例(平成 13 年条例第 6 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 3 項並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 25 条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

3 手当は、給料の特別調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

(補則)

第 3 条 この条例は定めるもののほか、職員の給与の支給の支給方法については、田川市職員の給与に関する条例(昭和 26 年田川市条例第 27 号)の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 田川市及び川崎町からの派遣職員は、そのそれらが属する市町と組合との協定書による。